

令和 5 年度
宮崎地方最低賃金審議会
第 2 回宮崎県最低賃金専門部会

宮 崎 労 働 局

開催日時 令和 5 年 8 月 8 日 午後 1 時 30 分～
開催場所 宮崎合同庁舎 2 階 共用大会議室

会 次 第

- 1 参考人意見聴取
- 2 他県の審議、全国の結審状況について
- 3 金額審議
- 4 その他

1 参考人意見聴取

2 他県の審議、全国の結審状況について

3 金額審議

4 その他

令和5年度
宮崎地方最低賃金審議会
第2回宮崎県最低賃金専門部会資料


宮 崎 労 働 局

令和5年度
宮崎地方最低賃金審議会
第2回宮崎県最低賃金専門部会資料目次

1	参考人意見聴取	1
2	他県の審議状況、全国の結審状況	7

2023年7月14日

宮崎労働局長 坂根 登 様
宮崎地方最低賃金審議会会長 橋口剛和 様

日本民主青年同盟宮崎県委員会
委員長 

最低賃金額の1500円への引き上げを求める要請書

長引く物価高騰で、国民の暮らしが深刻な状況になっています。とりわけ青年、学生の置かれた状況は深刻です。

「学費の負担が重い」「アルバイトを掛け持ちしている」「電気代が高いので食費を節約している」——私たちが取り組んでいる食料支援活動で、多くの学生から窮状の声が寄せられています。

「実質賃金」が14か月連続で減少し、物価高騰に賃金が全く追いついていません。さらに青年労働者の約5割は非正規雇用です。低賃金でギリギリの生活を送っています。

「奨学金の返済がきつい」「結婚もまして子育てなんて全くも展望がもてない」等、切実な声が渦巻いています。

日本の最低賃金は961円（全国加重平均）でフランスやドイツ、イギリスや米ニューヨーク州の5~6割にとどまり、また、韓国の1010円を下回っています。深刻な物価高騰対策として、フランスやドイツは昨年、最低賃金を3回引き上げました。政府が今年目標としている平均1000円では物価高騰に追いつきません。人間らしく生活するために1500円に向けた大幅引き上げが急務です。

宮崎県の地域最低賃金は853円で東京都との格差は219円です。

全国労働組合総連合（全労連）の都道府県組織による「最低生計費」調査によると、全国どこでも、時給1500~1700円必要という結果になっています。

また、最低賃金の地域ランクを4段階から3段階にしても、格差を解消できないのは明らかであり、地方の人口流出に拍車をかけるものです。

最低賃金の大幅増額は、県民の暮らしの面からも、宮崎県と日本経済全体の底上げのためにも急務です。よって、以下の事項を要望します。

【要請項目】

- 1、最低賃金を時間額1500円に引き上げること。
- 2、生計費原則にもとづく全国一律の制度とすること。
- 3、最低賃金の大幅引き上げにあたっては、社会保険料の軽減など、赤字企業を含め賃金を引き上げられる環境を整えること。

以上

2023年 7 月 20 日

宮崎地方最低賃金審議会
会長 橋口 剛和 様

宮崎ふれあいユニオ
執行委員長

要 請 書

平素より勤労者の社会的地位向上にご尽力いただき、感謝申し上げます。

当労働組合は、連合宮崎傘下の一人でも加入できる地域合同労働組合です。パートタイム労働者や派遣労働者、非正規雇用労働者をはじめ働く人たちの労働相談活動や組合づくり、権利拡大に力を入れて取り組んでいます。

昨年から急激な物価高騰が続いており、総務省が発表した5月の消費者物価指数は生鮮食品を除く総合指数104.8、対前年同月比で3.2%上昇しています。生活に欠かせない「基礎的支出項目」の物価上昇が著しく、今年の上昇が30,000品目を超えたとの民間調査会社の報告もあります。47年ぶりの高い水準となっています。

内需の6割を占める個人消費(約300兆円)低迷を招いている中での今回の急激な物価高騰は確実に勤労者世帯の家計を直撃しています。

わが国の賃金水準は20年以上にわたりあがっていませんが、欧米諸国では毎年1～2%の賃金上昇政策を実行してきました。国際比較において、わが国の賃金水準は相対的に低下し個人消費が改善できない行き詰まり状態を作り出す要因になっていると言えます。国民の生活維持と将来展望を見いだせる政策が、いま求められているときです。

岸田総理大臣も国民経済打開のために、物価上昇率を超える賃金引き上げ実現が必要だとして経済界にも協力を求めています。その実効性を高めるには中小・零細規模事業者において賃金引き上げによる労務費の上昇分が適切に取引価格に転嫁できる環境整備等の施策が重要と考えます。

また、都市部と地方で支出費目の違いはあっても必要生計費に極端な違いはありません。全国一律であるべきだと考えます。地域の若い人材流出を抑えて地域の活性化と地域経済の空洞化解消のため、地域最賃の地域間格差解消が重要と確信します。



最低賃金法第1条では「賃金の低廉な労働者について、賃金の最低額を保障することにより、労働条件の改善を図り、もつて、労働者の生活の安定、労働力の質的向上及び事業の公正な競争の確保に資するとともに、国民経済の健全な発展に寄与することを目的とする。」と定めています。健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を保障するために、地域最低賃金改定について以下のとおり要請いたします。

記

- 1 急激な諸物価高騰による可処分所得の低下に対応でき、生活が維持できる地域最低賃金の積極的な引き上げに向けて尽力いただきたい。
- 2 最低賃金の底上げで地域間格差の解消の実現にむけて尽力いただきたい。
- 3 宮崎県最低賃金時給改定審議にあたり、1,000円以上の実現にむけて尽力いただきたい。

宮崎地方最低賃金審議会委員 各位



2023年7月26日

宮崎県労働組合総
議長

2023年宮崎県最低賃金改定にあたっての意見

日頃より、働く者の労働条件の改善、くらしの向上にご尽力のことと存じます。

今年の宮崎県最低賃金の改定に当たり、最低賃金法第1条の実現、憲法25条に規定される「健康で文化的な最低限度の生活を営む」事ができる賃金の実現をめざし、精力的に審議を行ってくださるようお願い申し上げます。

新型コロナウイルスの感染拡大は、中小企業・小規模零細企業を中心に経済に大きな打撃を与えました。その上、世界的なエネルギー、穀物価格の高騰や円安の進行のため物価の高騰は止まらず、雇用と賃金、くらし、経済の悪化が進行しています。更にインボイス制度の導入や、多岐に渡る増税計画により、景気の先行きに明るい兆しは見えていません。

そのような現状のいま、国民生活をまもり、日本経済の回復をすすめるためには、GDPの6割を占める国民の消費購買力を高める必要があると考えます。そのためには、最低賃金の改善による賃金の底上げが必要です。

社会生活の基礎を担う労働の対価として、現行の宮崎県の最低賃金は十分な金額であると言えるのでしょうか。全労連では全国で最低生計費調査を行い、一般的な生活・健康で文化的な生活の実現のために必要な収入を調べています。それによると、全国どこでも1,500円以上が必要だという事が分かっています。宮崎県の最低賃金は、一般的な生活を実現するには程遠いものです。

最低賃金審議会におかれましては、最低賃金の上げ幅の論議に終始することなく、最低賃金がどうあるべきなのかを真摯に検討いただき、大幅な引き上げを実現し、生存権保障に耐えうる水準で「労働者の生活の安定」（最低賃金法第1条）に資する水準に引き上げていただきたいと考えます。

更に、地域間格差の解消も急務です。

2022年の改定では、最高の東京都が1,072円、宮崎県は853円と219円の格差があります。前年より差は1円縮まりましたが、ランク制度によって拡大したこの格差は大きな問題です。

地域別最低賃金は官民間わず、すべての労働者の賃金に影響を与えてきています。地域間格差によって労働人口が地方から都市部へ流出し、地方の人口減少と高齢化によって地域経済は疲弊しています。

最低賃金を全国一律に是正することと抜本的に引き上げることは、地域経済を守るための経済対策だと考えます。人口減少がすすみ、労働力不足が現実のものとなっている今日、賃金格差による労働力の流出は防がなくてはならず、地域間格差を縮小し、解消することは待

ったなしの課題であると考えます。

岸田文雄首相は、最低賃金の全国加重平均を2022年の961円から、2023年は1,000円へ上げる目標を示しました。

最低賃金の引き上げ、格差の解消、全国一律制の実施、中小企業支援の拡充を一体で進めることは社会的要請となっています。

今年の最低賃金の改定に向けて、地域間格差の解消に向けて積極的な引き上げと大胆な中小企業支援策が、地域経済を活性化させて労働者を救済する絶対条件だと考え、下記の通り要請します。

記

1. 宮崎県の最低賃金853円を今すぐ1,000円以上に引き上げ、早急に1,500円以上を実現するための議論を開始すること
2. 中央最低賃金審議会と国に対し、全国一律最低賃金制度の実現を求めること。
3. 国に対し、最低賃金引き上げのために中小企業が一番の支援策として求めている「税・社会保険料負担の軽減」など実効的な支援策の拡充を引き続き求めること。

以上

令和5年度 他県の審議状況 7日PM現在

1 現在の最賃853円（九州ブロックを除く）

- (1) 青森 8/2 本審で目安伝達
専門部会は8/4、8/8、8/9、8/10（答申予定）
- (2) 秋田 8/1 本審で目安伝達
専門部会は8/1、8/4、
8/7 目安+5円の44円引上げの897円で答申（10/1 効力発生）
- (3) 高知 8/1 本審で目安伝達
専門部会は8/1、8/2、8/3、8/4、8/8、8/10（答申予定）

2 現在の最賃854円（九州ブロックを除く）

- (1) 岩手 8/1 本審で目安伝達
専門部会は8/2、8/3、8/4、8/7、（8/8 答申予定）
- (2) 山形 8/2 専門部会で目安伝達
専門部会は8/2、8/3、8/8、8/10、8/17 （8/18 本審で答申予定）
- (3) 鳥取 7/31 本審で目安伝達
専門部会は7/31、8/2、8/4、8/7、8/8、8/9（答申予定）

3 九州各県の853円

- (1) 佐賀 8/1 本審で目安伝達
専門部会は8/2、8/4、8/7、8/8、8/10（答申予定）
- (2) 長崎 8/2 本審で目安伝達
専門部会は8/2、8/4、8/10（答申予定）
- (3) 熊本 8/1 本審で目安伝達
専門部会は7/28、8/1、8/3、8/4、8/7、（答申予定）
- (4) 鹿児島 8/2 本審で目安伝達
専門部会は7/24、8/3、8/4、8/7、8/10（答申予定）
- (5) 沖縄 8/18 本審で目安伝達
専門部会は8/1、8/4、8/7、8/9、8/14、8/14、（答申予定）

4 九州各県の854円

- (1) 大分 8/1 本審で目安伝達
専門部会は7/27、8/1、8/3、8/7、8/10（答申予定）

5 全国の結審状況

- (1) Aランク（8/7までに結審）
 - ・神奈川、愛知、埼玉、千葉、東京、大阪、兵庫
- (2) Bランク（8/7までに結審）
 - ・広島、北海道、宮城、福島、茨城、栃木、富山、福井、山梨、長野、岐阜、静岡、三重、滋賀、奈良、和歌山、岡山、山口、徳島、香川
- (3) Cランク（8/7までに結審）
 - ・秋田